

## 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和6年2月2日に開催したさいたま市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

### 記

#### 1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

##### <1>運賃

- (1) 大人（中学生以上）  
300円（1回の乗車につき）
- (2) 子供（小学生）  
150円（1回の乗車につき）

##### <2>運賃割引

- (1) 乳児（1歳未満）  
無料
- (2) 幼児（未就学児）  
中学生以上の「大人」、または小学生の「こども」1名につき2名まで無料
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であって、運転者にその手帳に添付されている本人写真を提示された方  
大人・子供運賃の半額
- (4) 次のいずれかに該当する方の介護のために乗車する介護人
  - ①身体障害者手帳に第1種若しくは第2種であって「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
  - ②療育手帳に「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
  - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であって運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方  
大人運賃の半額

#### 2. 運賃を適用する路線又は営業区間

岩槻駅西口～蓮田駅～岩槻高齢者講習センター

#### 3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特になし

#### 4. 運賃を定める一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

株式会社岩槻タクシー

令和6年2月2日  
さいたま市運賃協議会